



令和7年度 緑といきもの賑わい事業 募集要項（民間団体）

1. 募集の主旨

「長崎県生物多様性保全戦略 2021-2025」に基づき、県内所在の様々な団体が、保全地域等の保全事業、希少野生動植物の保護増殖事業等に積極的に取り組むことにより、生物の多様性を保全し、未来につながるよりよい環境づくりを目指します。

2. 応募できる団体

中小企業者、中小企業等協同組合、中小企業団体、学校法人、商工会議所、商工会、動物園、水族館、植物園、一般社団法人、NPO法人、任意団体、ボランティア団体等とします。（以下、「民間団体」という。）

【応募資格】

- (1) 長崎県を中心に活動していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (4) 暴力団でないこと。
- (5) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 法令等に違反していないこと。

3. 補助の対象となる事業

●生物多様性の保全に係る事業について、次に掲げる項目を対象とする。

- (1) 緑化事業（環境学習に資する植栽に限る）
- (2) 条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原維持活動等）
- (3) 希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息・生育地の保護等）
- (4) 生物の生息・生育空間の保全、回復、再生、創出に関する事業（ビオトープ等）
- (5) 組織基盤強化事業（持続的な活動のための施設整備、資材購入等）

ただし、次の施設は除きます。

擁壁、パーゴラ、休憩所等の構造物、景石の設置、給排水設備、園路の造成・舗装、専ら施設を緑化する目的で行うもの（花壇造成、花木等の植栽、張芝等）

●次の項目に該当するものは補助の対象外になりますのでご注意ください。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治・宗教・営利を目的としたもの
- (3) 国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体から補助（助成）を受けているもの（予定も含む）

4. 補助の内容

(1) 期間

対象となる事業期間は、事業採択後から事業報告書の作成も含めて、当該年度中に完了する範囲とします。

(2) 補助率

10分の9以内

(緑化事業については、2分の1以内)

(3) 補助金の額(1事業あたり)

上限30万円、下限10万円

※3.(5)の事業は(2)～(4)の事業と組み合わせて実施可能です。

(例)(2)と(5)で30万+30万=60万円

(4) 対象となる経費

事業計画の規模、内容等を勘案し、予算の範囲内で当該事業の実施に直接必要な経費(資材購入費、謝金、借上料、賃金、通信運搬費、印刷製本費、旅費交通費、委託料、その他)を交付します。

ただし、次のものは対象となりません。

食料費、工事に関する測量設計、施工監理、用地費(借地料を含む)、維持管理費、備品費、タクシー代等

※物品の購入や工事の発注等を行う場合は、原則として県の契約方法に準じた契約方法により行っていただきますようお願いいたします。

5. 応募方法

(1) 応募にあたって

当該事業の補助を受けられる回数は、通算5回までです。

ただし、限度回数を超えて、補助(助成)を受ける必要性が高いと認められる場合(地域からの要望等により、会の活動能力を超えた事業を実施する場合等)は、その限りではありません。

(2) 応募書類

次の①～⑦を提出してください。サイズはA4版、提出部数は各1部です。

①応募書(応募様式第1号)

②応募者概要書(応募様式第2号)

③事業計画書(実施要領様式1)

④収支予算書

⑤概算設計書、仕様書または概算見積書の写

⑥関係図面(位置図・配置図)及び現況写真(普及啓発活動は省略可)

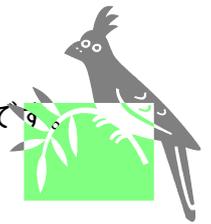
⑦その他(参考資料)

※応募書類の電子ファイルは、ホームページからダウンロードできます。

(3) 提出方法 持参、郵送またはメール

※押印不要となりました。

(4) 募集期間 令和7年1月14日(火)～令和7年2月14日(金)



- (5) 提出先 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班
E-mail : sl6l10@pref.nagasaki.lg.jp
HP : [https://www.pref.nagasaki.jp/object/
shikaku-shiken-bosyu/boshu/702252.html](https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/702252.html)
TEL.095-895-2381

6. 選考方法

検討委員会の意見を踏まえ、次の方針により選考し決定します。

- (1) 生物多様性の保全への貢献
- ア. 国及び県レッドリスト掲載種、条例による保全種等地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献するもの
 - イ. 条例による保全地域等地域の生物多様性保全上重要な地域の保全に貢献するもの
- (2) 地域の社会・経済解決貢献
- ア. 自然資源を持続的に活用することにつながるもの
- (3) 活動の継続性及び発展性
- ア. 活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後、組織として活動を継続する体制があること
 - イ. 地域に根ざした団体であること、または地域の団体や個人から継続的に協力が得られる見込みがあること

7. 補助の申請等

- (1) 補助金交付申請
- 採択団体は、長崎県補助金等交付規則に基づき補助金交付申請を行います。
- (2) 事業の完了
- 採択団体は、事業終了後30日以内に実績報告を行うこととなります。
※必要な支出証拠書類について領収書等が必要です。

8. お問い合わせ窓口

ご不明な点等ございましたら、5 (5) 提出先までお問合せください。